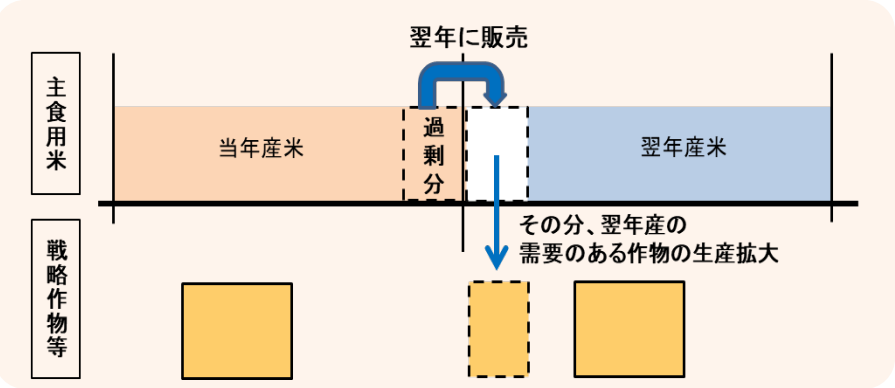


主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に、主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和7年度予算概算要求額：50億円（令和6年度予算額：50億円）)
- 本事業を活用するための体制整備は41道府県の47事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。（令和6年度においては17道県の18事業者が応募）
- 「必要な場合」に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金等：令和7年度予算概算要求額：3,015億円（令和6年度予算額：3,015億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地	41道府県
【令和6年度事業申請状況】 北海道、青森、岩手、宮城、山形(2)、栃木、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、愛知、広島、愛媛、福岡、佐賀	17道県 (18事業者)
【令和5年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、兵庫、奈良、鳥取(2)、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、鹿児島	34道県 (36事業者)

